

企業立地課  
直通：092-643-3499  
内線：3761、2630  
担当：甲野、大塚

## 金融・資産運用特区における規制緩和を活用した ベンチャー・ファンドの運用を開始！

～特区活用による地元スタートアップへの投資が実現～

福岡県・福岡市は、令和6年6月に「金融・資産運用特区」に選定され、国の規制改革制度を活用しながら産学官の推進組織「TEAM FUKUOKA」※による国際金融機能の誘致に取り組んでいます。

この度、「みなと投資株式会社」が福岡県・福岡市の提案によって実現した「国家戦略特別区域特例ファンド資産運用等事業」を活用したファンドを組成し、福岡市のスタートアップ「株式会社ウェルモ」への投資を行うこととなりました。

※ 福岡への国際金融機能の誘致に向けて、令和2年9月に設立された、産学官がそれぞれの特性を活かしながらオール福岡で機運醸成などの環境づくりやプロモーション活動を進めていくための推進組織。本県では、TEAM FUKUOKA の活動の一環として、海外展示会への出展や、海外の資産運用会社等の本県への招聘を通じた誘致活動を行っている。

### 1. ベンチャーファンド概要

ファンド名称：みなと特区認定1号投資事業有限責任組合

運用期間：約10年間（最長5年間延長の可能性あり）

投資先：株式会社ウェルモ（福岡市中央区大名2-6-11 Fukuoka Growth Next）

設立：平成25年4月

事業概要：介護福祉領域におけるAI等を活用したサービスの開発

拠点：福岡（本社）、東京、横浜、神戸、札幌

※ファンドの詳細は別添の企業リリース資料をご確認ください。

### 2. ファンド運営事業者

みなと投資株式会社

設立：令和6年7月8日

所在地：福岡市中央区大名2-6-11 Fukuoka Growth Next

概要：一般投資家と未上場スタートアップをつなぐ金融サービスの開発・運営

H P：https://www.minato.fund/

※福岡県・福岡市の提案により実現した特例を活用するため、福岡市に設立

みんなと投資、みなと投資



minato fund



企業HP

### 3. 「国家戦略特別区域特例ファンド資産運用等事業」の制度概要

これまで個人投資家等は、プロ向けのベンチャー・ファンド<sup>※</sup>への出資額が全体の出資額の2分の1未満に制限されていたところ、認定事業者が組成するベンチャー・ファンドではこの制限がなくなります。

これにより、これまで以上に幅広いファンドの設立が可能となり、ベンチャー・ファンドに出資する投資家の裾野の拡大や、スタートアップへの成長資金の供給の拡充が期待されます。

※ベンチャー・ファンド：

届出で組成可能でかつ非上場会社への株式投資等に80%超を出資するファンド

#### ★報道機関の皆さまへ

みなと投資株式会社への取材を希望する場合は、下記までお問い合わせください。

みなと投資株式会社 広報チーム Mail : [press@minato.fund](mailto:press@minato.fund)

【参考 出典：内閣府ホームページ <https://www.chisou.go.jp/tiiki/kokusentoc/pdf/punch/venturefund.pdf>】

## 《プロ向けのベンチャー・ファンドへ出資可能な投資家に関する規制の緩和》

「国家戦略特別区域特例ファンド資産運用等事業」

金融庁関係国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業に係る内閣府令の特例に関する措置を定める内閣府令（令和6年11月18日施行）

### 規制改革の内容

#### 特例措置前

プロ向けファンドの販売・運用を届出のみで可能とする特例の対象となる投資家について、ベンチャー・ファンドはその範囲が拡大されている一方、当該拡大の対象となる投資家の出資額は出資総額の**1/2未満**に制限されている。



#### 特例措置

区域内に主たる営業所又は事務所を有する事業者が区域内で行うプロ向けのベンチャー・ファンドの販売等において、

- ① M&A・IPO等の実務経験のある者
  - ② 認定経営革新等支援機関
  - ③ これらの資産管理会社等
- について、**出資総額の1/2未満の制限を適用除外**



#### 効果

- ・ベンチャー・ファンドに出資する投資家の裾野拡大
  - ・「個人」がスタートアップを支援する機運を醸成
- ⇒スタートアップへの**投資機会**、**成長資金**の供給の拡充

### 規制改革の概要

通常

出資制限のない投資家  
(証券会社等)



出資額の制限なし

① M&A・IPO等の実務経験のある者、② 認定経営革新等支援機関、③ これらの資産管理会社等



出資総額の**1/2未満**に制限

プロ向けのベンチャー・ファンド

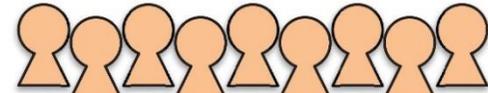
特例措置

出資制限のない投資家  
(証券会社等)



出資額の制限なし

① M&A・IPO等の実務経験のある者、② 認定経営革新等支援機関、③ これらの資産管理会社等



投資家の裾野拡大 (投資機会の拡充)

出資額の制限なし

プロ向けのベンチャー・ファンド

成長資金の供給の拡充

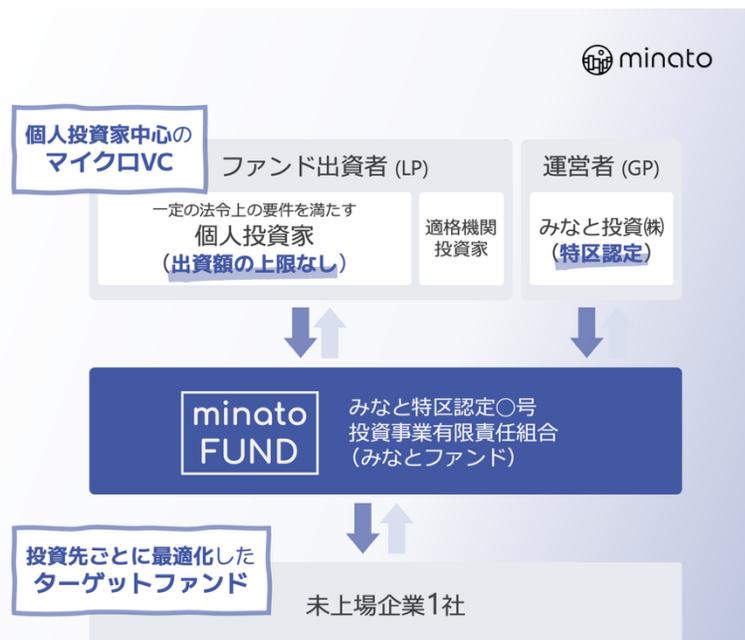
## みなと投資、個人向けマイクロVC「みなとファンド」1号をローンチ

～資産・所得要件なし、50万円からVCファンドに直接出資可能。  
特区制度を活用し「ベンチャー投資の民主化」に向けた一歩～

「ベンチャー投資を、もっと身近に。」をビジョンに掲げるみなと投資株式会社（本社：福岡県福岡市、代表取締役：小坂橋達也）は、個人投資家がVCファンドに直接出資できる新たな投資チャンネルとして、個人向けマイクロVC「みなとファンド」をリリースし、1号ファンドの組成・運用を開始したことをお知らせします。

### みなと投資、個人向けマイクロVC 「みなとファンド」 1号ファンドをローンチ

「金融・資産運用特区」を活用  
最低50万円からVCファンドに出資可能



【個人投資家】保有資産額に関わらずVCファンドに参画可能  
【未上場企業】資本政策上のニーズに合わせて設計可能

これまでVCファンドに資金供給する主な担い手は、金融機関や事業会社などの法人や資産が一定の規模を超える富裕層などに限られていました。本ファンドでは「金融・資産運用特区」の規制緩和を活用することで、幅広い個人投資家にVCファンドへ参画していただくことが可能になります。なお、みなと投資は2025年3月に全国で初めて、内閣府から「国家戦略特別区域特例ファンド資産運用等事業」の認定を受けております。本件は、個人投資家が投資事業有限責任組合（LPS）に直接出資できる仕組みとして、「金融・資産運用特区」を活用した全国初の取組みとなります。

※本ファンドは、一定の法令上の要件（ビジネス上の実務要件）を満たす方を対象としております。

1号ファンドは、介護領域の社会課題解決に取り組むケアテック・スタートアップである株式会社ウエルモ（本社：福岡県福岡市、代表取締役：鹿野佑介）を投資対象とするターゲットファンドです。同社の顧客・提携先を中心とする投資家の皆様にご参画いただき、事業成長に伴走する応援団型の資金供給スキームが実現しました。

## なぜ今「マイクロVC」なのか

近年、シリコンバレーでは「ベンチャー投資の民主化」が進み、小規模で機動的な「マイクロVC」が存在感を増しています。みなと投資はこの潮流を国内で具現化する取組みとして、投資先ごとに最適化したファンド「みなとファンド」を展開します。今後も投資先ニーズに応じたターゲットファンドを継続的に組成し、個人投資家と未上場スタートアップをつなぐ投資インフラの構築を進めてまいります。

## エンジェル投資やクラウドファンディングに続く、次の選択肢

個人投資家が共感をベースに未上場スタートアップへ投資する手段としては、エンジェル投資や株式投資型クラウドファンディングなどがあります。みなと投資は、「金融・資産運用特区」の規制緩和を活用することで、**個人投資家に手の届きやすいVCファンドを、ベンチャー投資の新たな選択肢として提示してまいります。**

## 本件の意義（特区の規制緩和でマイクロVCの組成が可能に）

### (1) 特区の認定を受けた全国初のLPSスキーム

本件は、国家戦略特区「金融・資産運用特区」における規制緩和を活用したファンド組成であり、特区の認定を受けて組成された投資事業有限責任組合（LPS）として全国初の案件となります。本ファンドは、対象投資家の資産要件がないこと、対象投資家が有限責任組合員（LP）として投資ファンドに参加できることから、個人投資家の裾野拡大につながることを期待されます。

### (2) 特区を活用した福岡のスタートアップに対する投資第1号案件

本件は、福岡県・福岡市の提案によって実現した特区の規制緩和を活用して組成した投資ファンドによる、区内のスタートアップへの投資第1号案件となります。特区認定を受けた投資ファンドを通じて地元への資金の流れができたことで、金融のハブを目指す福岡の取組みを体現する事例となりました。今後は全国に投資対象先を広げてまいります。

## みなとファンドの特徴

### (1) 個人投資家中心の「マイクロVC」

本ファンドでは、これまで超富裕層等の大口顧客に限られていたVCファンドへの投資のハードルが下がり、これまで制度的に届きにくかった個人投資家のベンチャー投資への参画機会が拡大します。

### (2) 投資先ごとに最適化した「ターゲットファンド」

個人投資家は単なる資金の出し手にとどまらず、投資先企業の成長を願い、支援者として伴走する関係性を志向しています。共感をベースにしたファンド出資だからこそ、投資先の資本政策上のニーズに合わせた柔軟なファンド設計が可能になります。

## みなとファンド1号の概要

ファンド名称		みなと特区認定1号投資事業有限責任組合
ファンド愛称		Welmo CareTech Fund I (ウエルモ・ケアテック・ファンド1号)
投資対象		株式会社ウエルモ
ファンド運営者		みなと投資株式会社
ファンド出資者		個人投資家、適格機関投資家

## みなと投資について

会社名		みなと投資株式会社 (Minato Fund Inc.)
所在地		福岡県福岡市中央区大名 2-6-11 Fukuoka Growth Next
代表者		小板橋 達也
事業内容		個人投資家と未上場スタートアップをつなぐ金融サービスの開発・運営
認定・届出		国家戦略特別区域特例ファンド資産運用等事業 (内閣府) 適格機関投資家等特例業務 (金融庁)

### 【本件に関するお問い合わせ】

メール | みなと投資 | 広報チーム | [press@minato.fund](mailto:press@minato.fund)